

## 資料 5

# 地方公共団体の アナログ規制の点検・見直し

---



- 1 背景
- 2 地方公共団体の見直しの対象
- 3 アナログ規制の点検・見直しとは
- 4 見直しによるメリットとリスク
- 5 点検・見直しのプロセス
- 6 組織の意思統一 推進体制の構築（案）

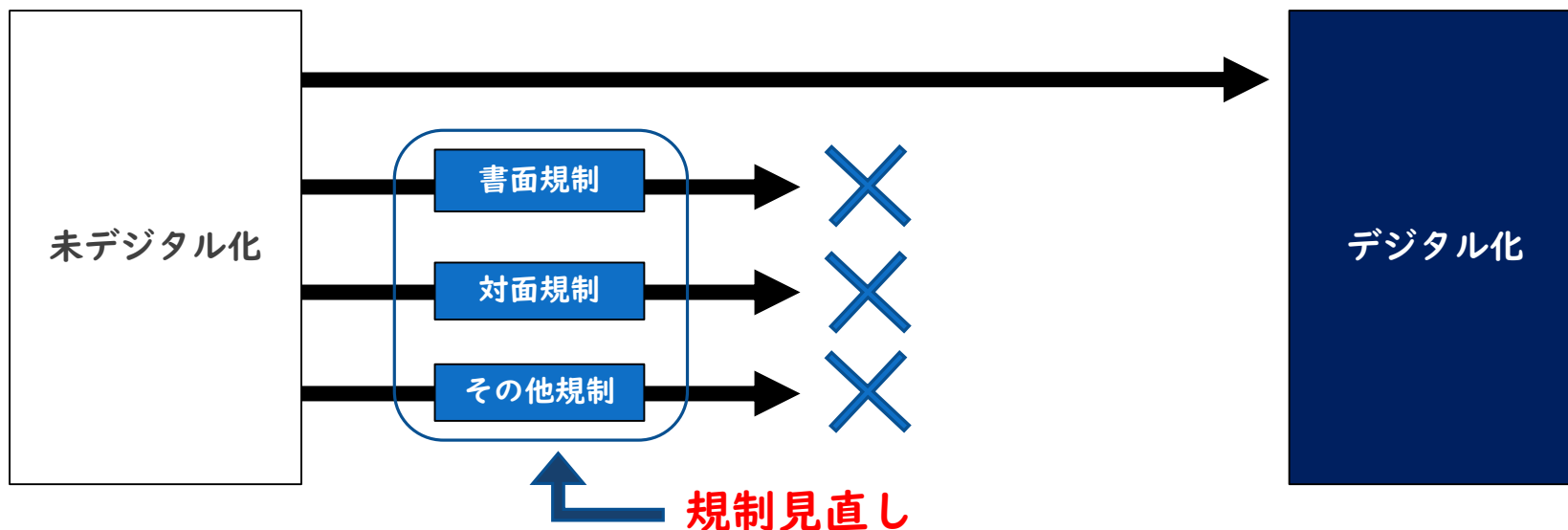
# 背景



## 国の動き

デジタル化が進む一方、法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としており、デジタル化の妨げとなっている一面がある。

国では、国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるように、アナログ的な手法を定めている法令等の点検・見直しを行っている



地方公共団体においても、積極的に推進することが望ましいことから「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」が国より発出された。

## 2 地方公共団体の点検・見直し対象



地方公共団体の見直し対象

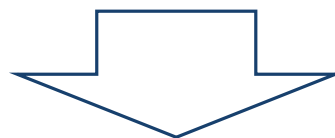
条例

規則

規程

要綱

要領



アナログ規制の点検・見直しを行い、  
デジタル技術を活用して運用の改善を図る

では、アナログ規制とは何なのか？

# 3 アナログ規制の点検・見直しとは



以下の7つの規制項目が条例等で定められている場合、点検・見直しを行う。

規制項目	内容
目視規制	人が現地に赴き、目視によって検査、調査を求めている規制。 また、遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制。
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているか、書類・建物等を確認し、判定することを求めている規制。
定期監査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定することや、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化することを求めている規制。
常駐・専任規制	常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たることを求めている規制。
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制。
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制。
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制。

# 4 見直しによるメリットとリスク



メリット	リスク
<ul style="list-style-type: none"><li>市民の利便性向上</li><li>業務効率向上</li><li>人手不足の解消</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>虚偽報告等の見極めが困難</li><li>チェック機能が低下する</li><li>現場での緊張感がなくなる</li></ul>

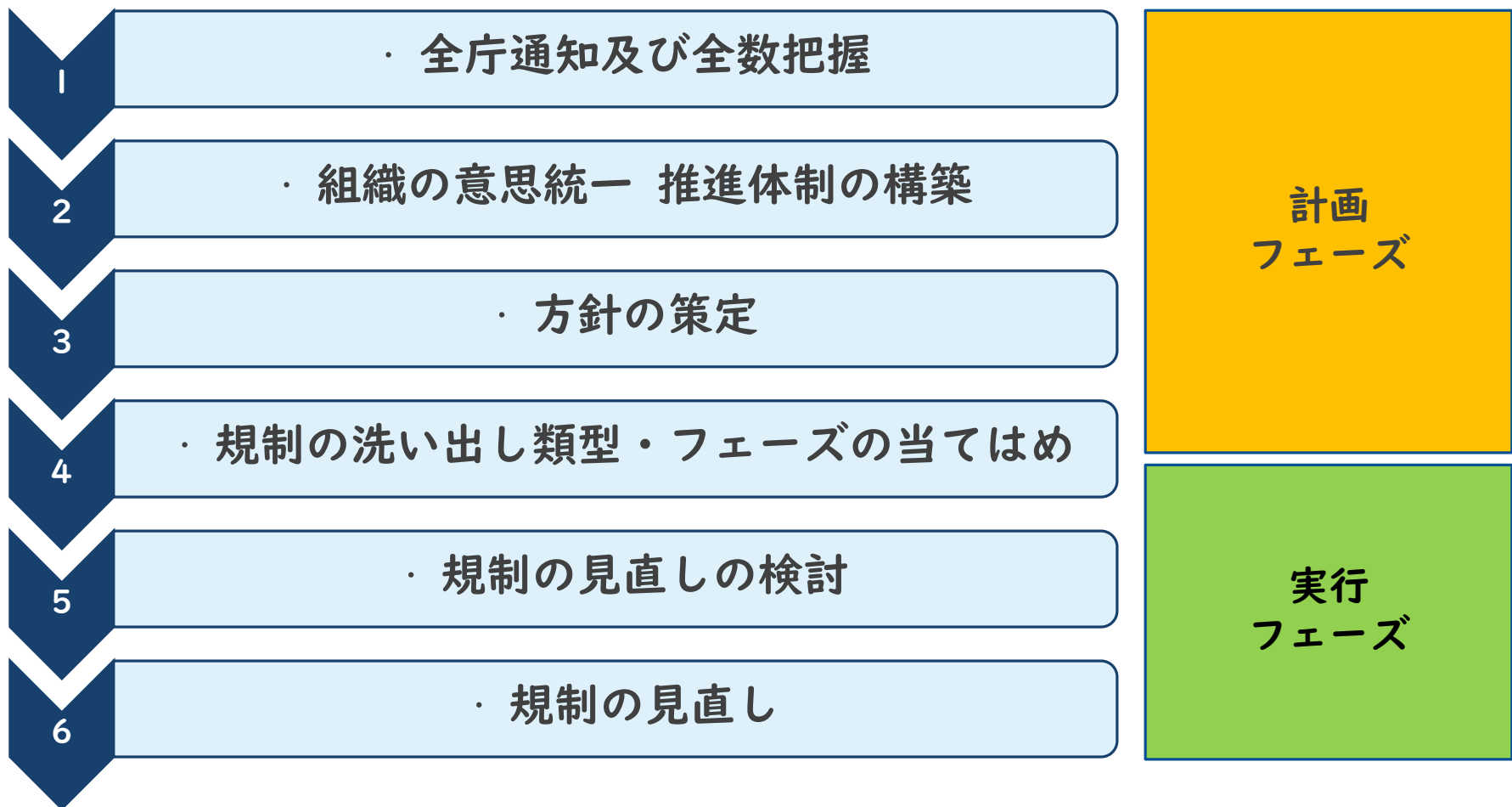


全てのアナログ規制について、一律にデジタル化を検討するのではなく、それぞれの規制の趣旨・目的を損なわず、デジタルに適合できるものに対し、見直しを図ります。

# 5 点検・見直しのプロセス



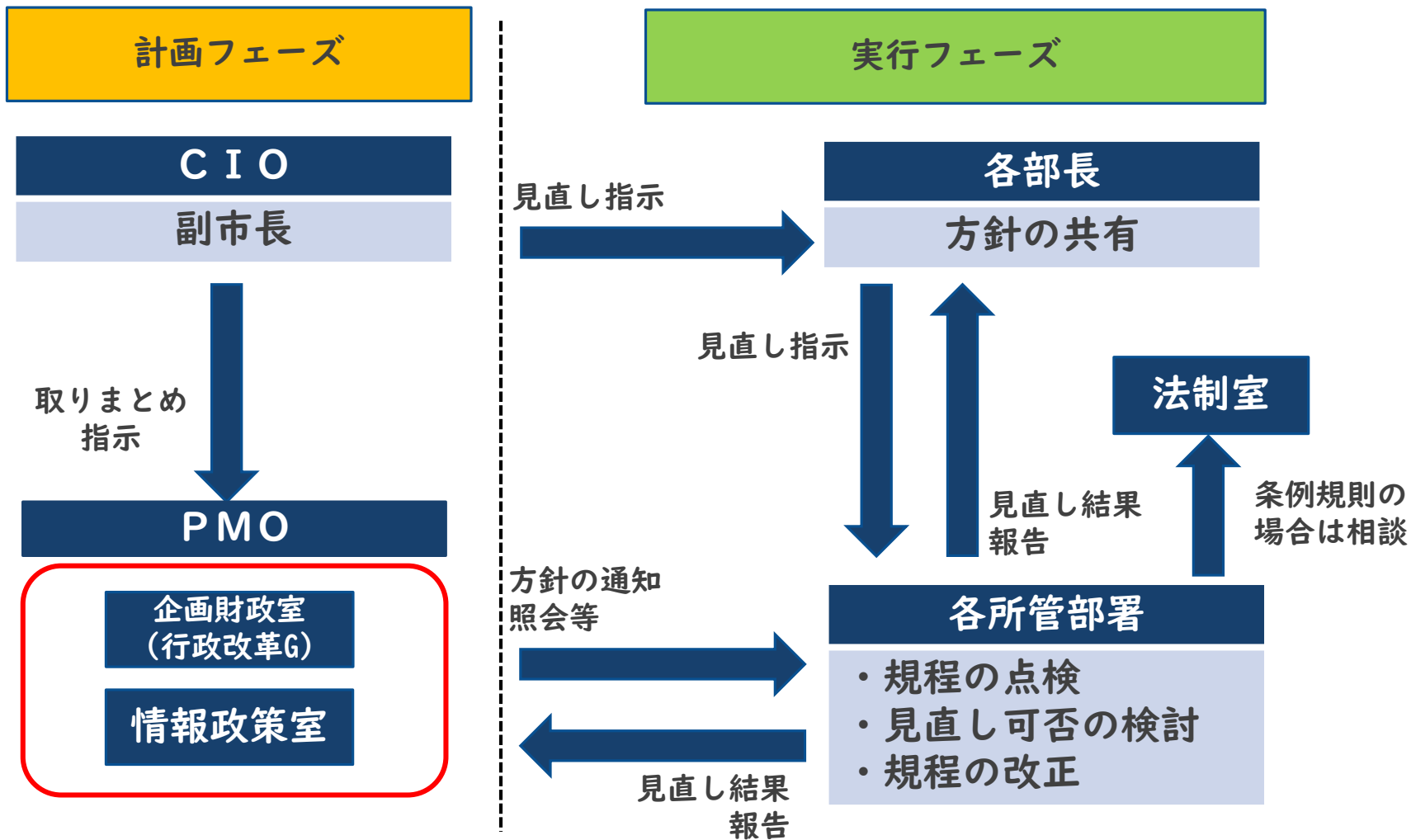
## プロセスのイメージ



# 6 組織の意思統一 推進体制の構築 (案)



## 吹田市の体制案







吹田市  
Suita City

End of the documents.